

## 神戸市立六甲山小学校いじめ防止基本方針

### 《はじめに》

神戸市立六甲山小学校は、「いじめは・どの学校でも・どの学年にも・どの学級にも・どの児童にも」起こりうるという基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「六甲山小学校基本方針」という）を策定する。

神戸市立六甲山小学校

平成26年3月策定

平成30年6月一部改訂

令和2年8月改訂

### 《いじめとは（定義）》

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・一定の人間関係にある。例) 同じクラス、登校班など
- ・心理的または物理的な影響を与える行為。例) 暴力・からかい・無視・中小など意図せずに相手側に感じさせる場合を含む。
- ・心身の苦痛を感じる。行為を受けた児童の立場に立って判断する。

### ○いじめの基本認識

- ・ いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ・ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは、教職員の児童観や、指導のあり方が問われる問題である。
- ・ いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりを持っている。
- ・ いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

### 《本校の教育》

本校の学校教育目標、**仲間とともに 豊かに学び 未来を切り拓く子**をもとに、3つの『教育努力目標』（仲間・自律・広い視野）を設定し、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努める。

### ○教職員の姿勢

#### 未然防止

- ・ 児童が自分の居場所を感じられるよう学級経営に勤め、児童の実態を把握し、信頼関係を作る。
- ・ 分かる授業、一人ひとりの児童が活動できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高める。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高める。

- ・ いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努める。

#### 早期発見

- ・ 児童の表情や、行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応する。
- ・ 「いじめは決して許さない。」という姿勢を様々な場面で、児童に伝える。
- ・ 問題を一人で抱え込まず、全職員・管理職に報告し、組織的に対応する。
- ・ 保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にする。

### ○教職員の意識と責務

#### 【意識】

- ・ いじめの未然防止に向けて、「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを児童にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。
- ・ 「いじめはどの子にも、どの学校でもおこりうる」「いじめは人間の命に係わる問題である」という認識をもち指導にあたる。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」でも、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで生命または身体に重大な危険を生じさせることも理解し、対応する。
- ・ 児童1人1人を大切にする意識や日常的な態度が非常に重要であること、教職員の言動が児童に大きな影響をもつことを十分認識して、日々の教育活動を継続する。

#### 【責務】

- ・ すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動ができるようにするため、保護者や地域との連携を図り、いじめ防止と早期発見に努める。
- ・ 児童がいじめを受けていると思われるときは、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援を行う。

#### 《校内いじめ対策委員会》

##### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

隔週実施されるミーティングや定例の職員会議の際、「生徒指導報告会」を開き、各学年の子供たちの様子などを情報交換し、いじめの未然防止に努める。「全校生を全職員で育てる。」の考えのもと、情報交換を元に、全職員が足並みをそろえて指導にあたるようにする。

(構成員は、校長・教頭・生徒指導係・全学年担任・養護教諭を原則とする。)

##### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 本校におけるいじめ防止等への取り組みに関することや、相談内相の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、個人情報取り扱いに十分注意し、全職員で共有する。
- ・ いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行う。
- ・ 本校のいじめ対策についての、取り組みの検証と改善を行う。

#### 《いじめ未然防止・早期発見のための具体的方策》

##### (1) 学期ごとのいじめアンケート

各学期に全校生に、いじめアンケートを実施し、いじめの把握に努め、指導にあたる。

## (2) 学期ごとの生活・学習アンケート

これも、学期毎に全校生に行っている。『学校は楽しいですか。』『友だちといて楽しいですか。』といった生活に関する質問や、『勉強はよくわかりますか。』などの学習に関するアンケートを行って、子供たちの学校生活・学習に対する意識を把握する。

## (3) 休み時間の運動場・教室観察

毎日の『のびのびタイム』（業間25分休憩）および昼休みには、職員も運動場に出たり、校内を巡視したりして、子供たちの様子・実態を把握するようにする。

## (4) 登校時、下校時の校門での迎え・見送り、

登下校時に、全職員が校門で、子供たちを迎え・見送る。子供たちの様子を多くの目を見て、その変化に気づけるよう努める。

## (5) 必要に応じてのケーブル同乗指導

必要に応じて教職員が登下校時のケーブルに同乗し、マナーなどについて指導する。また、学校内で問題行動があった際など、下校時にケーブルに同乗し、子供たちの様子を観察している。

## (6) 低学年（1～3年）の一斉給食

本校は毎日1～3年生がランチルームで一緒に給食を食べる。そうして、異学年の交流を深めるとともに、低学年の担任教師、及び養護教諭が、子供たちに変わった様子がないか、観察するようにしている。

## 《いじめの早期対応》

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行う。

### (1) いじめの事実関係の把握

- ・ いじめられている児童や、保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止める。その際、最後まで守り抜くことを伝える。
- ・ 関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、全教職員で情報を共有し、組織的に対応する。

### (2) いじめの指導

- ・ いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことや、いじめられる側の気持ちに気づかせる。
- ・ 関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級（学年）及び学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取り組みを進める。
- ・ 児童、保護者には、適時、適切な方法で、経過や今後の指導方針、相談体制等を伝える。
- ・ 状況に応じて、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して、解決にあたる。
- ・ 指導後も、継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行う。

## 《特別な支援を必要とする児童への配慮》

本校は、特別支援学級はないが、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に、特に配慮をする。

- 常に教職員の目が行き届く、見守り体制づくり  
～子供のいるところに教師の目が必ずあるように、全職員でカバーし合う～
- 全職員での情報共有  
～校内いじめ問題対策委員会での情報交換だけでなく、常日ごろから情報交換するよう心がける～
- 保護者との連携  
～日々の連絡を密にし、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等についての情報を得る～

## 《インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応》

### (1) 未然防止

- ・ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努める。
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機等の使用に関するマナーや、家庭でのルール作りについて、保護者に協力を依頼する。

### (2) 早期対応

- ・ 日頃から、インターネットやソーシャルメディアの監視に努める。
- ・ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては、警察や法務局の関係機関と連携して、対応する。

## 《保護者・地域との連携》

- ・ P T A、ふれあい懇話会、青少年育成協議会灘支部等、保護者や地域と連携し、あいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守る。

## 《関係機関との連携》

学校の指導だけで、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（兵庫県警察本部生活安全部少年育成課、神戸灘警察署、神戸中央少年サポートセンター、神戸こども家庭センター、神戸地方法務局、青少年育成センター）との連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築する。

## 《重大事態への対処》

### (1) 重大事態の報告と調査

- ・ 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告する。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

### (2) 調査結果の報告

- ・ いじめを受けた児童や、その保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や、その保護者に対して適時、適切な方法で説明する。

## 《その他》

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜「六甲山小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは、改定する。